

## ○鳥羽市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

## ○鳥羽市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

昭和59年10月31日告示第28号

## 鳥羽市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市の発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関し、その基本的要件、指名競争入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)の申請及び指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般共同企業体 年間を通じて結成される共同企業体をいう。
- (2) 特別共同企業体 本市が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(基本的要件)

**第3条** 共同企業体は、施工体制及び責任分野を明確にし、実質的な施工能力を高めるため、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 構成員は、原則として2業者以上5業者以内であること。
- (2) 一般共同企業体の構成員は、その年度に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出することが明らかな者であること。この場合において、構成員は、同一業種で2以上の一般共同企業体の構成員となることはできない。
- (3) 特別共同企業体の構成員は、その年度の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(一般共同企業体の資格審査申請)

**第4条** 一般共同企業体の資格審査を申請しようとする者は、次の書類を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書(一般共同企業体用)
- (2) 一般共同企業体協定書及び同協定書第8条に基づく協定書

(特別共同企業体施行工事の指定)

**第5条** 特別共同企業体に発注する工事は、3億円以上又は特殊な工事のうちから[鳥羽市決裁規程](#)(昭和46年規程第1号)に定める決裁権者が指定するものとする。

(特別共同企業体構成員の指名及び結成)

**第6条** 工事担当課長は、当該工事の特別共同企業体の構成員に適した業者の選定案を契約担当課長に提出するものとする。

2 契約担当課長は、前項の選定案について必要な資料を審査会に提出し、適当であると認められたときは、その旨を当該業者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた業者は、任意に特別共同企業体を結成するものとする。この場合において、構成員は、2以上の特別共同企業体の構成員となることはできない。

(特別共同企業体の資格審査申請)

**第7条** 前条第3項により結成された特別共同企業体は、同条第2項による通知を受けた日から7日以内に建設工事入札参加資格審査申請書(特別共同企業体用)及び特別共同企業体協定書を提出しなければならない。

(特別共同企業体の指名)

**第8条** 契約担当課長は、前条により申請のあった特別共同企業体を審査会に諮ったうえ、適当であると認められたときは、当該特別共同企業体の代表者に入札指名の通知をするものとする。

2 契約担当課長は、指名競争入札に参加させる特別共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないときは、第6条及び前条の手続きを経て補充するものとする。

(要綱に定めのない事項)

**第9条** この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月1日から施行する。